

日医発第 255 号 (保 55)  
平成 24 年 6 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 24 年 5 月 31 日付厚生労働省告示第 377 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、名称が変更された医薬品（㊦アルタットカプセル 37.5mg, ㊦アルタットカプセル 75mg）や既収載品と同一成分の新規格医薬品等、合計 5 成分 8 品目を、薬価基準の別表に第 8 部追補(4)として収載したものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 378 号で、旧名称の医薬品（㊦アルタットカプセル 37.5, ㊦アルタットカプセル 75）が掲示事項等告示の別表第 2 に第 6 部追補(2)として収載され、経過措置品目（使用期限：平成 25 年 3 月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 24. 5. 31 第 5811 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について  
(平 24. 5. 31 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)





編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働八六)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令(同八七)

○児童福祉施設設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同八八)

(規 則)

○人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則(人事院九一三〇一七九)

(告 示)

○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件(総務一九九)

○地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域を指定する件(同二〇〇)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(法務二二四)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの輸入数量を告示する件(財務一八九)

○平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件(同一九〇)

○平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの豚肉等並びに牛きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件(同一九一)

○関税暫定措置法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十四年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動口を告示する件(同一九二)

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十四年度における発動基準数量を定める件(同一九三)

○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十四年度における発動基準数量を定める件(同一九四)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁一七、一八)

○平成二十四年度技能検定実施計画の一部を改正する件(厚生労働二七二)

○厚生労働大臣が定める手数料の金額の一部を改正する件(同三七三)

○薬事法施行規則第二百一十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件(同三七五)

○薬事法施行規則第二百一十条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百一十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件(同三七六)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同三七七)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同三七八)

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件(農林水産一四五四)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件(同一四五五)

○保安林の指定施業要件を変更する件(同一四五六、一四五七)

○福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類(経済産業・環境八)

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件(国土交通六四八)

○船員法施行規則第二十八条第一項の運輸支局及び海事事務所を指定する件の一部を改正する件(同六四九)

○小型船舶船業法施行規則第二十六条の規定に基づき登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があつた件(同六五〇)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同六五二)

○水路測量の実施に関する件(海上保安庁一三六)

○廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法の一部を改正する件(環境九四)

○雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等の一部を改正する件(同九五)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定に基づき水面埋立地の区域を定める件(同九六)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 財務省

(叙位・叙勲)

(皇室事項)

(官庁報告)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)

(以下次のページへ続く)

○厚生労働省告示第三百七十六号

薬事法施行規則（昭和二十六年厚生省令第一号）第二百六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百六条の二第二項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日  
薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間  
第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間は、薬事法第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第三百七十四号）及び薬事法施行規則第二百十條第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品については、それぞれ当該指定に係る告示の適用の日から起算して、年間とする。

○厚生労働省告示第三百七十七号

診療報酬の算定方法（平成二十一年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価表（平成二十一年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。  
平成二十四年五月三十一日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

Table with 5 columns: 品名 (Item Name), 剤形 (Form), 単位 (Unit), 薬価 (Price), 単位当り (Per Unit). Rows include items like アムロジウムカプセル 37.5mg, アムロジウムカプセル 75mg, アムロジウムカプセル 20%, and others.

別表第2に第6部として次のように加える。

Table with 5 columns: 品名 (Item Name), 剤形 (Form), 単位 (Unit), 薬価 (Price), 単位当り (Per Unit). Rows include items like アムロジウムカプセル 37.5mg and アムロジウムカプセル 75mg.

○農林水産省告示第四百五十四号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二十二年二月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
平成二十四年五月三十一日  
農林水産大臣臨時代理 国務大臣 前田 武志

○農林水産省告示第四百五十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の二第一項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。  
平成二十四年五月三十一日  
農林水産大臣臨時代理 国務大臣 前田 武志

- 登録更新年月日及び登録更新番号  
平成二十四年三月十二日 第百三十一号
- 登録認定機関の名称及び住所  
一般財団法人日本穀物検定協会 東京都中央区日本橋兜町十五番六号
- 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類  
生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚
- 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1) 認定を行う区域

- 国内及び国外（アメリカ合衆国、中華人民共和国）
  - 認定を行う事業所の所在地  
東京都中央区日本橋兜町十五番六号
- 農林水産省告示第四百五十六号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十二條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成二十四年五月三十一日  
農林水産大臣臨時代理 国務大臣 前田 武志

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岡山県美作市・小田郡矢掛町（以上一市一町）について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
上砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。美作市・矢掛町（以上一市一町）については次の図に示す部分に限る。）  
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
4 立木の伐採の限度並びに抽裁の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに美作市役所及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）



事務連絡  
平成24年5月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第377号及び第378号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望のあった医薬品（内用薬6品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,663	3,837	2,432	27	14,959

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に掲載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬2品目）について、揭示事項等告示の別表第2に掲載するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	137	132	34	1	304

(参考1)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 ㊦ アルタットカプセル37.5mg	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	37.5mg 1 カプセル	27.30
2	内用薬 ㊦ アルタットカプセル75mg	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	75mg 1 カプセル	44.60
3	内用薬 アルタット細粒20%	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	20% 1 g	118.90
4	内用薬 ストラテラカプセル40mg	アトモキセチン塩酸塩	40mg 1 カプセル	448.40
5	内用薬 ホスレノール顆粒分包250mg	炭酸ランタン水和物	250mg 1 包	194.10
6	内用薬 ホスレノール顆粒分包500mg	炭酸ランタン水和物	500mg 1 包	284.80
7	外用薬 エリザス点鼻粉末200 $\mu$ g28噴霧用	デキサメタゾンシペシル酸エステル	5.6mg 1 瓶	1,758.40
8	外用薬 ル・エストロジェル0.06%	エストラジオール	0.06% 1 g	27.80

(参考2)

揭示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 ㊦ アルタットカプセル37.5	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	37.5mg 1カプセル	27.30
2	内用薬 ㊦ アルタットカプセル75	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	75mg 1カプセル	44.60

